



## タイ個人情報保護法下における個人情報漏えい時の対応

執筆者: 勝部 純、Chanakarn Boonyasith、Pitchabsorn Whangruammit

### 1. 2020年5月のデータ漏えい事件

2020年5月初旬、セキュリティ研究者である Justin Paine 氏が、インターネット上に約 83 億件の電子データが漏えいしていることを発見しました。Paine 氏によると、インターネット上に認証なしにアクセスできるデータベースが置かれており、そこに含まれる情報が公にアクセス可能であったとのことでした。このデータベースは、タイ最大の携帯電話会社である Advanced Info Service (AIS)の子会社である Advanced Wireless Network (AWN)によって管理されていたものでした。Paine 氏によれば、漏えいした情報には DNS クエリログと、AWN の顧客に関するものと思われる NetFlow ログが含まれており、このデータを用いて、インターネット上で人が何をしているかを容易に描くことができ、例えば、ネットワークにアクセスするのに用いている端末の種類や、訪問した SNS のウェブサイトを知ることができるとのことでした。Paine 氏は、当該データベースのセキュリティを確保するために AIS に対して何度か連絡を取ろうとしたものの、連絡がつかなかったため、タイにおけるインターネットコミュニティ内でのコンピューターセキュリティ事故に対処するための公的な連絡窓口である Thai Computer Emergency Response Team (ThaiCERT)に連絡しました。その後、ThaiCERT は、AIS と連絡を取り、AIS と協力して当該データベースのセキュリティを確保することができましたが、それは漏えい発覚から 2 週間後のことでした。

2020年5月25日付の公表文において、AIS は、データ漏えい事故について謝罪した一方、漏えいしたのはわずかな量の非個人情報及び非重要情報である旨、漏洩した情報には顧客を特定可能な又は顧客に金銭的若しくはその他の被害をもたらすような個人情報は含まれていない旨を述べました<sup>1</sup>。しかしながら、タイ国家放送通信委員会(National Broadcasting and Telecommunication Commission (NBTC))は、この事故が利用者に影響を及ぼす可能性があることを懸念し、AWN にデータ漏えい事故の詳細を報告するよう要請しました。AWN によれば、AWN は、システムの改善を図っており、その作業のために AWN の実際のデータベースからランダムに抽出したデータを問題となった別のデータベースに保存していたとのことであり、また、漏えいし

<sup>1</sup> [http://investor.ais.co.th/news.html/id/780975/group/newsroom\\_press](http://investor.ais.co.th/news.html/id/780975/group/newsroom_press)

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

た情報は、データの属する自然人を特定できるものではなく、番号や銀行取引情報を含んでいなかったとのことでした。また、AWN は、特に個人情報の保管について、厳格なセキュリティ手続が整備されていたものの、社員はデータセキュリティの重要性を認識しておらず、また、情報の取扱いに落ち度があったことを認めました。AWN からの報告を受けた後、NBTC は、AWN に対し、AWN がサイバーセキュリティを厳格に重視する必要があること、及び利用者情報のセキュリティ対策の重要性を従業員が十分に認識する必要があることを強調する警告書を発出しました<sup>2</sup>。

## 2. PDPA の施行延期(2021 年 5 月 31 日まで)について<sup>3</sup>

当初、2019 年タイ個人情報保護法(Personal Data Protection Act (以下「PDPA」といいます。))は、2020 年 5 月 27 日に施行される予定でした。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、事業者が PDPA の完全な施行に備えるための時間的猶予を設けるため、2020 年 5 月 21 日、2021 年 5 月 31 日まで PDPA の施行を停止する旨の王室令が発出されました。ただし、デジタル経済社会省(Ministry of Digital Economy and Society)告示「2020 年個人情報のセキュリティ対策について(Security Measures for Personal Data)」(有効期間は 2020 年 7 月 18 日から 2021 年 5 月 31 日まで)において、関連当局から別段の通知がない限り、情報管理者は、所要の基準でセキュリティ対策を講じることが義務付けられており、個人データへのアクセス制御のためのセキュリティ対策を行うため、管理上、技術的及び物理的な保護措置が考慮されるべきとされています。なお、デジタル経済社会省告示において、「個人データのセキュリティ」という用語は、PDPA に基づくデータ管理者及びデータ処理者の義務である、「個人データの不正又は違法な紛失、アクセス、使用、変更、訂正又は開示を防止するための、個人データの機密性、完全性及び利用可能性の維持」と定義されていることにも留意が必要です。

PDPA は個人データのセキュリティ対策にも焦点を当てており、PDPA の施行後に個人情報漏えいが発生した場合の対応を検討しておくことは有益ですので、以下にて検討します。

## 3. PDPA 施行後の個人情報漏えい時の対応

第 1 に、特定の事業分野において利用又は収集される個人情報の保護を規定する特定の法令(以下「特定事業分野法令」といいます。)と PDPA との間には重なり合う部分があります。PDPA 制定前、既にタイではいくつかの特定事業分野法令が存在していました。例えば上記事案では、AIS は、電気通信事業者として当該特定事業分野法令の規制を受けています<sup>4</sup>。PDPA が 2021 年に完全施行された場合、以下の場合において、PDPA が特定事業分野法令に追加して又は代わって適用されることに留意が必要です。

- 個人情報の収集、使用又は開示に関する規定及びデータ主体の権利に関する規定(関連する罰則を含む。)については、特定事業分野法令と重なり合うか否かにかかわらず、PDPA の規定が追加的に適用される。
- 苦情に関する規定、データ主体を保護する命令を発する権限を専門家委員会(Expert Committee)に付与する規定、並びに管轄を有する職員の権限及び義務に関する規定(関連する罰則を含む。)については、以下の場合に PDPA の規定が適用される。
  - 特定事業分野法令に苦情に関する規定が存在しない場合
  - 特定事業分野法令において、管轄権を有する職員に対して、当該法令に基づいて苦情を検討し、データ主体を保護する命令を発する権限を付与する規定が存在するが、当該権限が PDPA に基づく専門家委員会の権限に等しくない場

<sup>2</sup> <https://www.nbtc.go.th/News/Press-Center/45313.aspx>

<sup>3</sup> PDPA の概要については、[危機管理・アジアニューズレター2020 年 6 月 30 日号](#)「個人情報保護法(PDPA)の概要」をご参照下さい。

<sup>4</sup> NBTC の前身である National Telecommunications Commission は、2001 年電気通信法(Telecommunications Act)に基づき、電気通信事業者が利用者の個人情報及びプライバシーに対する権利を保護するための様々な条件を定めています。

合であって、当該特定事業分野法令に基づく権限を有する職員が、専門家委員会に要請するか、又はデータ主体が PDPA に基づき専門家委員会に苦情を申し立てた場合

以上を踏まえると、個人情報に関して、例えば AIS、AWN などの電気通信事業者が既に特定事業分野法令によって規制されている場合であっても、PDPA は重要な役割を果たすため、考慮する必要があるといえます。

第 2 に、漏えいした情報が PDPA 上の「個人データ」であるかどうかを確認することが重要です。漏えいした情報が「個人データ」であれば、PDPA における事業者の責任にも影響を及ぼします。PDPA6 条では、「個人データ」について、「自然人に関する情報であって、直接的であると間接的であるとを問わず、当該自然人の特定を可能にする情報をいう(ただし、死亡した者の情報を含まない。)」と定義されています。例えば上記記事においては、漏えいしたデータは、いずれもインターネットの利用パターンにすぎず、利用者を特定可能な個人データを含んでいなかったということが事実であれば、当該事案には PDPA が適用されないこととなります。もっとも、仮に漏えいした情報が、個人利用者の氏名や、IP アドレスなどの個人を特定を可能にするその他の情報であり、「個人データ」に該当する場合、AIS 及び AWN は、当該個人データを収集・維持するデータ管理者・データ処理者として、PDPA に基づく義務及び責任を負うこととなります。

第 3 に、漏えいした AWN の情報が個人データに該当し、PDPA が適用されると仮定して、AIS 及び AWN がどのような責任を負うのかを検討することとなります。AIS 及び AWN が、どのような個人データを収集するか、どのような目的のために当該個人情報を処理するのかを決定している場合、AIS 及び AWN が PDPA 上の「データ管理者」に該当します。他方、例えば、AWN が AIS など他者からの個人情報の収集、使用及び開示に関する指示に従っている場合、AWN は PDPA 上の「データ処理者」に該当し、AIS が PDPA 上の「データ管理者」に該当することになると思われます。

PDPA は、データ管理者及びデータ処理者が遵守しなければならない多くの義務を規定しています。最も重要な点としては、PDPA は、データ管理者及びデータ処理者の双方に、特に、個人データの不正又は違法な紛失、アクセス、使用、変更、訂正又は開示を防止するための適切なセキュリティ対策を講じることを要求しています(データ管理者の場合について 37 条、データ処理者の場合について 40 条)。個人データの適切な保護及び安全を効率的に維持するために、必要に応じて、又はテクノロジー関連の変更やアップグレードがあった場合に、当該対策を見直さなければならないとされています。データ管理者の場合、当該対策は、個人情報保護委員会が指定し、公表する最低基準に準拠しなければならないとされています。現時点では、個人情報保護委員会が求めるセキュリティ対策の詳細は公表されておりませんが、前述したデジタル経済社会省告示及び上記記事における NBTC の決定を踏まえると、AWN のセキュリティ対策は所要の基準を下回っていたと評価されることになると思われます。上記記事は、漏えいした情報が個人データであった場合には、AWN・AIS が PDPA37 条・40 条違反に問われ得る事案であったと思われます。

さらに、個人データ漏えいが発生した場合、データ処理者は、発生した個人データ漏えいにつきデータ管理者に通知することが法的に義務付けられています。そして、データ管理者は、個人データ漏えいが自然人の権利及び自由に著しい危険をもたらすおそれがない場合を除き、遅滞なく、かつ、実行可能な場合には認識後 72 時間以内に、個人情報保護委員会に個人データ漏えいについて通知しなければならないとされています。また、当該個人データ漏えいにより自然人の権利及び自由に著しい危険がある場合、データ管理者は、漏えい及び是正措置についてデータ対象者に対しても遅滞なく通知する必要があるとされています。PDPA においては、上記の通知及び通知の免除に関する規則及び手続について規定されておらず、個人情報保護委員会の規則によって定められる予定です。上記記事において、データ漏えいが個人データを含むものであり、かつ、PDPA の施行後であった場合、AIS 及び AWN は、個人データ漏えいに関する通知義務の遵守が必要となったと思われます。上記記事では、AWN 及び AIS はデータ漏えいに関する適切な連絡窓口を有しておらず、そのため、Paine 氏が漏えい事故について連絡を取ることができませでしたが、このような連絡窓口の不存在は、PDPA が要求する期間内に個人情報保護委員会に個人データ漏えいを通知することができず、義務違反を生じる結果につながり得ると思われます。

#### 4. PDPA 施行後の個人情報漏えいの責任

上記の事例では、漏えいした情報が PDPA で定義される個人データに該当すると仮定すると、AWN 及び AIS は、民事責任を負い、また、専門家委員会によって課徴金が課され得ます。PDPA の違反又は不遵守に起因して損害を被ったデータ主体からの損害賠償請求がなされた場合、PDPA において、裁判所は、実際の損害額の 2 倍を超えない範囲で懲罰的損害賠償を認める権限を有すると規定されています。また、データ管理者又はデータ処理者がその義務を遵守していない場合(適切なセキュリティ対策を講じない場合や個人データ漏えいについて通知しない場合など)、専門家委員会は、3,000,000 パーツ以下の課徴金を課することができるかとされています(ただし、専門家委員会は、その裁量により、当該罰金を課す前に、データ管理者又はデータ処理者に是正又は必要な措置を講じることを要求することができるとされています。)

また、PDPA は、刑事責任については、データ管理者が、センシティブデータに関して行った違反行為で、データ主体に損害を与え、その名誉を毀損し、又はデータ主体を侮辱、憎悪若しくは屈辱にさらすおそれのあるもの、又はデータ管理者若しくはその他の者が違法な利益を得る目的で行われたものに限定されています。個人データが偶発的に漏えいした場合、データ管理者が PDPA に基づく刑事責任を負う可能性は低いと思われれます。



かつべ じゅん  
**勝部 純**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[j\\_katsube@jurists.co.jp](mailto:j_katsube@jurists.co.jp)

2006 年弁護士登録、2013 年南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014 年ニューヨーク州弁護士登録、2017 年カリフォルニア州弁護士登録。2014-2016 年三井物産株式会社法務部アジア・大洋州法務室出向。会計不正、競争法違反、品質不正事案のクロスボーダーの危機対応案件等を中心に手掛ける。

近時のセミナーに「企業が直面しているさまざまなリスクと危機管理体制の構築」、「いま会社が知るべき品質不正対応の 4 つのポイント～あなたの会社を守るために何ができるのか～」等。



**Chanakarn Boonyasith**

SCL Nishimura パートナー弁護士

[chanakarn@siamcitylaw.com](mailto:chanakarn@siamcitylaw.com)

コーポレート・商事、労働・雇用、企業間契約等を取り扱う。幅広い産業分野に関して、私的・公的取引について国内外の企業にアドバイスする。また、タイ国内及び国際イベントにおいて労働法、データ保護法に関するゲストスピーカーを務めるとともに、タイ国内の複数の大学で非常勤講師を務める。国内外の法律雑誌への寄稿も多数。



**Pitchabsorn Whangruammit** SCL Nishimura 弁護士

[pitchabsorn@siamcitylaw.com](mailto:pitchabsorn@siamcitylaw.com)

雇用、個人情報保護関係を中心に取り扱い、契約関係のアドバイス、当局対応等も執り行う。また、国際的な仲裁、商取引における経験も有する。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020